

様式第1号（第4条関係）

本人通知登録申出書

令和 年 月 日

長久手市長 様

住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知について、次のとおり登録の申出をします。

申出者 (登録する方)	フリガナ			生年月日	明・大・昭・平・令
	氏名				年 月 日
	住所	〒 -			
	本籍		筆頭者		
	連絡先電話番号	() - <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 携帯 <input type="checkbox"/> その他 ()			
代理人 (窓口に来た方)	代理人が申出をする場合のみ記入してください。				
	フリガナ			生年月日	明・大・昭・平・令
	氏名				年 月 日
	住所	〒 -			
	連絡先電話番号	() - <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 携帯 <input type="checkbox"/> その他 ()			
申出者との関係	<input type="checkbox"/> 未成年者の法定代理人 <input type="checkbox"/> 成年後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人				

- (注) 1 裏面に制度の概要などを記載していますので、内容をよく確認した上で申出をしてください。
 2 各欄に必要な事項を記入し、該当する□に✓を付けてください。
 3 次の書類を提示又は提出してください。郵送の場合には、委任状は原本を、その他の書類は写しを提出してください。
 ① 申出者本人が申出をする場合は、自身の本人確認書類（運転免許証、パスポート、個人番号カード、顔写真付き住民基本台帳カード等）
 ② 法定代理人が申出をする場合は、その資格を証する書類（戸籍謄本、登記事項証明書等）と代理人の本人確認書類
 ③ 任意代理人が申出をする場合は、申出者本人からの委任状と代理人の本人確認書類

市記載欄（記入しないでください）

本人確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 在留カード等 <input type="checkbox"/> 保険証 <input type="checkbox"/> その他 ()					
代理権確認（代理人が申出をする場合）	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本等 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書等 <input type="checkbox"/> 委任状					
住民票・戸籍処理	<input type="checkbox"/> 名簿登録済	<input type="checkbox"/> 付箋処理済	登録日	年 月 日	受付者	処理者

本人通知制度の概要と手続について

- 1 この制度は、長久手市が住民票や戸籍に記録されている個人情報の不正取得を防止するため、事前に登録した方の住民票の写しや戸籍謄本などを第三者に交付した場合に、その方に交付の事実をお知らせするものです。

この場合の「第三者」とは、登録した方（本人）からみて、下の図の右側の方をいいます。

本人等

本人のほかに、本人と同じ手続で住民票の写しなどが取得できる方です。

- ① 本人
- ② 同じ世帯の方
- ③ 配偶者、父母、祖父母、子、孫 等



第三者

委任状を提出したり、必要とする理由を明らかにしないと取得できない方です。

- ① 本人等の代理人
- ② 本人等以外の方

※ 委任状を偽造したり、理由を偽ったりして取得する可能性があります。

- 2 第三者に交付した場合には、書面で次の内容をお知らせします。
- ① 交付した年月日
 - ② 交付したものの種類と数
 - ③ 交付請求者の種別（上の図の「本人等の代理人」か「本人等以外の方」かの別です。）

（注1）第三者が次に当たる場合には、お知らせの対象から除いています。

- ・ 国、地方公共団体の機関（不正取得の可能性が極めて低いと考えられます。）
- ・ 法律に基づき紛争処理手続の代理業務を行う弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士（正当な権利の行使に支障を及ぼすおそれがあると考えられます。）
- ・ 刑事事件の辩护人、裁判所に選任された代理人などの業務を行う弁護士（不正取得の可能性が極めて低いと考えられます。）

※ 対象から除いていても、後日、不正取得が判明した場合にはお知らせします。

（注2）お知らせした内容については、長久手市個人情報保護条例に基づき、登録した方の個人情報が記載された交付請求書等の開示を請求することができます。ただし、この条例の規定により、交付請求等をした第三者の氏名などの個人情報は開示されない場合があります。

- 3 次の場合には、郵便などにより登録の申出をすることができます。
- ① 病気などのやむを得ない理由で窓口に来られない場合
 - ② 他の市町村に住んでいる場合
- 4 氏名、住所、本籍、連絡先に変更があった場合には変更の届出を、登録をやめる場合には廃止の届出をしてください。